

2024年6月3日

日本行政書士会連合会会長 殿

建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請における
国民年金保険の証明書類について（通知）

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部長 （印省略）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、建設キャリアアップシステムの運営に、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民年金保険の証明書類ですが、「年金手帳」及び「基礎年金番号通知書」は使用できなくなりましたので周知をお願いいたします。

2024年3月まで、国民年金保険の証明書類として有効な書類を提出することが難しい方向けに審査の緩和を行っておりましたが、システム稼働から5年を経過した2024年4月より審査の厳格化を行っております。理由は、「年金手帳」及び「基礎年金番号通知書」では、支払い証明ができないためであります。このため、国民年金保険の証明書類は、建設キャリアアップシステムのホームページ「各種資料」内に掲載しております「証明書類見本一覧 技能者編」で有効書類として認めている「ねんきん定期便」と「領収済通知書」のみが有効となります。

なお、ホームページ「各種資料」内に掲載しておりますインターネット申請ガイドンス「インターネット申請 技能者情報登録 Section4 入力方法と注意点」において、国民年金保険の場合「年金手帳」の添付で可の記載となっております。改訂が追い付かず、誤認識させる状態となっておりますこと、深くお詫び申し上げます。

証明書類につきましては、ホームページ「各種資料」内に掲載しております「証明書類見本一覧」が「正」となりますので、申請前にご確認いただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 CCUS 登録行政書士窓口

メールアドレス：inquiry_ccus@kensetsu-kikin.or.jp